

上峰町 連結財務書類における注記

1.重要な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ.昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2)有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

なし

③出資金

ア.市場価格のあるもの

なし

イ.市場価格のないもの……………出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、実質価額の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法は以下の通りです。

先入先出法による原価法(佐賀東部水道企業団)

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産(※)……定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	8 年 ～ 65 年
工作物	10 年 ～ 60 年
物品	3 年 ～ 60 年

②無形固定資産(※)……定額法

ソフトウェア	5 年
電話加入権	非償却
地上権	5 年
ダム使用权	55 年

※ リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。

(5)引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

②退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち上峰町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

また、総務省のホームページに掲載されている、平成29年8月18日に追加されたQ&Aより、みなし連結を適用しています。

③損失補償等引当金

なし

④賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のリース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7)連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8)消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2.重要な会計方針の変更等（令和6年度における変更点）

(1)会計方針の変更

農業集落排水事業は地方公営企業法の適用により公営企業会計に移行しました。

これにより、純資産変動計算書のその他に△457,131千円が生じています。

(2)表示方法の変更

なし

(3)資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3.重要な後発事象

(1)主要な業務の改廃

なし

(2)組織・機構の大幅な変更

なし

(3)地方財政制度の大幅な改正

なし

(4)重大な災害等の発生

なし

4.偶発債務

(1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2)係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

5.追加情報

(1)連結対象団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
鳥栖・三養基西部環境施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	11.0%
鳥栖・三養基地区消防事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	11.1%
三神地区環境事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	12.6%
佐賀東部水道企業団(水道事業特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.1%
佐賀東部水道企業団(用水供給事業特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.5%
三養基西部葬祭組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	26.7%
鳥栖地区広域市町村圏組合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	10.3%
鳥栖地区広域市町村圏組合(介護保険特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	9.5%
佐賀県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.5%
佐賀県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.1%
佐賀県市町総合事務組合(一般会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.0%
佐賀県市町総合事務組合(交通災害特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.0%
佐賀県市町総合事務組合(退職手当特別会計)	一部事務組合・広域連合	みなし連結	－
佐賀県市町総合事務組合(非常勤補償等特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.8%
佐賀県市町総合事務組合(消防団員補償特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.8%
佐賀県市町総合事務組合(会館管理特別会計)	一部事務組合・広域連合	比例連結	5.0%
佐賀県東部環境施設組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	7.0%
三養基西部土地開発公社	地方三公社・第三セクター等	比例連結	25.0%
合同会社つばきまちづくりプロジェクト	地方三公社・第三セクター等	全部連結	－

※区分は地方財政法第5条第1号の規定に基づいています。

①一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。ただし、佐賀県市町総合事務組合(退職手当事業)についてはみなし連結を適用しています。

②第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体(出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2)出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない(団体)会計と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。